

自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた自殺

甲府地裁平成 27 年 7 月 14 日判決（平成 25 年（ワ）第 301 号、共済金請求事件、認容
控訴後和解）判時 2280 号 131 頁、労判 1129 号 81 頁

【事実の概要】

本件は、X（原告）が、Y 農業協同組合（被告、以下、「Y 組合」という。）に対し、X の子である A が、Y 組合との間で平成 20 年 6 月 10 日付け終身共済契約及び平成 21 年 7 月 14 日付け定期生命共済契約を締結した後、平成 22 年 3 月 28 日に死亡し、X が共済金受取人であると主張して、上記各共済契約に基づき、共済金合計 4650 万円及びこれらに対する訴状送達の日翌日である平成 25 年 8 月 8 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

A は、Y 組合との間で、下記の 2 つの共済契約（以下、併せて「本件各共済契約」という。）を締結した。

- (1) 終身共済契約
契約年月日 平成 20 年 6 月 10 日
共済種類 終身共済契約
被共済者 A
死亡共済金受取人 X
共済期間 終身
共済金額 150 万円
- (2) 定期生命共済契約
契約年月日 平成 21 年 7 月 14 日
共済種類 定期生命共済契約
被共済者 A
死亡共済金受取人 X
共済期間 契約日より 5 年後の更新日の前日まで
共済金額 4500 万円

A は、平成 22 年 3 月 28 日、宮崎県〇〇市内の山林において、ゴムホースを用いて縊死する方法で自殺した（以下「本件自殺」という）。なお、遺書は残されていない。

本件各共済契約の各約款の第 11 条には、被共済者が責任開始日（本件では、本件各共済契約の契約年月日である。）から 2 年以内に自殺により死亡した場合、共済金を支払わない旨の定め（以下「本件免責条項」という）がある。

A が自殺するまでの経緯は以下の通りである。

A（昭和 50 年 10 月××日生）は、大学卒業後、甲土木事務所に 1 年勤務し、翌年、P 石油販売株式会社に入社し、ガソリンスタンドで勤務した。A は、平成 20 年 3 月、P 石油販売株式会社を退社し、同年 4 月、Y 組合に入組し、乙支店に配属された。

A は、Y 組合の乙支店において、営業担当職員として勤務しており、その職務内容は、①購買業務として、組員等に対する米、肥料、種苗などの販売、それらの卸元への注文、配達、②共済事業業務として、各種共済契約、貯金などの獲得、③各種共済契約の掛金、貯金の積立金などの集金のため、契約者の自宅等を訪問することなどである。

訴外 B は、平成 21 年 4 月 1 日、Y 組合の乙支店支店長に命ぜられ、同日以降、同支店の事業を統括し、同支店職員を指揮監督するようになった。

B は、A に対して、A が共済の獲得等のノルマを達成できていなかったことから、月に 2、3 回程度叱責をしており、その際、必要以上に大きな声を出していたことがあった。

A の平成 21 年度（同年 2 月～平成 22 年 1 月）における長期共済契約獲得ノルマの達成率は 97%であったが、平成 22 年度（同年 2 月～平成 23 年 1 月）は、平成 22 年 2 月及び 3 月で、年間目標の 4%を達成しているにすぎなかった。

Y 組合においては、ノルマを達成できない職員がいると、他の職員が穴埋めをしなければならないほか、支店の目標の達成を左右し、査定にも大きく響くなど、他の職員にも迷惑がかかることになるため、被告では、職員がノルマを達成できない場合自ら加入することが多かったが、B は、A が亡くなるまで、1 か月当たり 5 万円を超える共済掛金を負担していたことまでは知らなかった。

平成 22 年 2 月 10 日（水）、Y 組合乙支店において、進発式（歓送迎会であるとともに、新年度の開始に当たり 1 年間頑張ろうという趣旨も含めて（弁論の全趣旨））が開催され、A は、進発式終了後、B を自己の自動車ですり届けることに

なっていた。

Bが、Aに対し、進発式において、今年も頑張ろうと言ったところ、Aは、僕にはできませんと発言した。進発式終了後、Bは、戸外でAが自動車で迎えに来るのを待っていたが、Aは、待ち合わせ場所に遅れて現れた。Bは、このことや上記のAの発言に腹を立て、Aに対し、顔を3回殴り、腹を10回蹴るといふ本件暴行を加えた。現場には被告Z支店の他の職員もおり、Bは、同職員により、羽交い絞めにされて、止められた。Aは、本件暴行により、左眼に眼球打撲及び眼瞼皮下出血の傷害を負った。

その後、Aは、Bを自動車で同人方に送り届けたが、Bは、Aに対して、その日のうちに謝罪等をする事はなかった。

Aは、Bを送り届けた後、自宅に帰ったが、Aの母親であるCと顔を合わせた際、興奮気味に、今日は大変だった、酔っ払っている人を運んだら肘が当たってしまったなどと話した。

Aは、平成22年2月12日にY組合乙支店に出勤し、Bは、本件暴行を謝罪した。Aは、病院へ行き、左眼に眼球打撲及び眼瞼皮下出血との診断を受けた。なお、Y組合幹部職員は、本件暴行を把握していなかった。

Bは、Aに対して、平成22年3月頃、AがY組合乙支店の顧客にすぐに配達に行くことと約束していたのに、これをせずに、自動車のタイヤ交換をしていたことから、仕事の優先順位が違うと叱責し、手に持っていたクリアファイルでAをたたいた。

Bは、その時期や状況は具体的ではないものの、Aが他の職員に対し、死にたいなどと発言していたことを知っていたにもかかわらず、Aに対し、笑いながら自殺するなよとの発言をした。Y組合は、Bが同発言をした事実を否認し、Bもこれに沿う供述をしているが、その内容から、Y組合乙支店の内情に詳しい者が作成したものと認められ、信用性も認められる証拠(省略)の記載に反し、採用することはできない、とされている。

Aは、平成22年3月23日、Y組合同僚に対し、「死んだ方がいいんですかね。」と発言した。

Bは、平成22年3月24日、Aに対して、Aが、担当している顧客に対して、代金の支払を受けていないのに商品を供給したり、売掛金や共済金の回収作業も怠ったりすることが多かったことから「給料を返してもらわなければならない。」との発言をした。

Aは、平成22年3月25日に自宅を出た後、本

来ならばY組合乙支店に出勤すべきところ、これをせず、自動車を運転し、金沢、京都、下関などの各地を経て宮崎県〇〇市に至り、同月29日、山中において、木にゴムホースを掛ける方法で、首をつっているところを発見された。

Aは、従前は、午後11時頃には入浴し、遅くとも12時頃には就寝しており、朝は、新聞に目を通し、テレビのニュースを見て、お茶を飲み、ゆとりを持って出かけていたのに対し、自殺をする約1か月前からは、仕事から帰宅しても自室へ行かず、こたつで横になり、午前2時や3時、遅いときには4時頃に入浴するということが5～6回あり、自殺をする約1週間前からは、朝、新聞を読んだりテレビを見たりすることはなく、出かけるまでこたつでじっとしているようになり、朝食も、梅干し大程度の量のご飯しか食べなくなっていた。また、平成21年秋口から、今まで持って帰ってくることのなかった昼食の弁当を、多いときは週2～3回の頻度で自宅へ持ち帰るようになった。

Aは、テレビを見たりゲームをしたりすることが好きであったが、自殺をする約1か月前から、テレビを見たりゲームをしたりすることもなくなった。

上司等は、Aについて「真面目で内気、几帳面、やさしい性格」と評価しており、Aの母親であるCは、Aについて、仕事に関して非常に責任感があり、穏やかで、やさしく思いやりのある子と述べている。

Q労働基準監督署(以下「労基署」という。)は、A死亡から1年2ヵ月あまり後の平成23年5月31日、Aに発症前おおむね6ヵ月の間に客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある、業務による強い心理的負荷があったことから、Aが重度ストレス反応(重度ストレスへの反応)及び適応障害を発症したと評価でき、業務上疾病と認められ、かつ、その精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害された状態で自殺に至ったと判断し、遺族補償年金等(遺族補償年金414万7968円、葬祭料54万4650円)の支給決定をした。

なお、Aの両親であるXらは、本件共済金請求訴訟とは別に、Aの自殺は、Bからのノルマ不達成による叱責、暴行等により精神的に耐えきれなくなったためであるとして、B及びY組合に対して損害賠償請求訴訟を提起し、Bの不法行為責任とY組合の使用者責任が認められ、Xらの主張し

た損害賠償額の一部が認容される判決¹⁾が出されている。

[判旨] 請求認容（控訴後和解）

「(1) 本件免責条項の『自殺』とは、被共済者の自由な意思決定に基づいてされた自殺をいうことから、被共済者の自由な意思決定に基づかないでされた自殺は本件免責条項にいう『自殺』に含まれないと解されるところ、被告が主張するとおり、労災における判断と生命共済契約における判断とはその趣旨が異なることに鑑みれば、①精神障害罹患前の本来的性格・人格との乖離、②自殺に至るまでの言動、③自殺の態様及び動機等の事情を総合的に考慮して、当該精神障害が被共済者の自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果自殺に及んだと認められる場合に限り、本件免責条項の『自殺』に当たらないと解すべきである。

(2) 精神障害の罹患

ア 前記認定事実のとおり、Aは、Bから叱責されたり、Aにとって達成が困難なノルマを課されるなど、従前から相当程度心理的ストレスを蓄積していたところ、これに加えて、Bから暴行を受けた。本件暴行はその回数も多く、その態様も、Bは、被告乙支店の職員から羽交い締めにされてようやくやめていることやその傷害結果からすると、暴行の程度は強力かつ執拗であったものといえる。

Aは、その後も、Bから、ファイルで殴打されたこと及び「給料を返してもらわなければならない」との叱責等が続いたこと、Bを監督する立場にあった被告幹部職員も、本件暴行のほかAの置かれた状況を把握せず対策を立てなかったことなどにより、心理的ストレスがさらに増加し、平成22年3月中頃には、重度ストレス反応（重度ストレスへの反応）及び適応障害を発症したと認めるのが相当である。

なお、Q労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会も、同様の認定をしている。

イ これに対し、被告は、精神障害等専門部会の判断には信用性がないなどと主張する。

しかし、ICD—10 コードの『F43 重度ストレス反応（重度ストレスへの反応）及び適応障害』と認定するに当たり、その下位コード

（より詳細な障害）の分類をしていないことは、詳細な分類をするに足りる情報がないことが原因と考えられ、直ちに不備とはいえないし、生前に精神疾患の診断を受けていなかったとしても、当時の状況を分析することによって、生前精神疾患に罹患していたと判断することは可能であるし、被共済者の生前、被共済者本人や周囲の人間が、被共済者の精神疾患の罹患に気づいていなかったことが、精神疾患の罹患を否定する事情とはならない（そもそも、ICD—10 コードは、疾病を分類したものであって、疾病か否かを判定する基準ではない。）。

また、上記書面は、医師が専門的知見に基づいて作成していること、医師が判断の前提として考慮した事実は、上記アのとおり、その基礎となる事実が概ね一致していることに鑑みれば、その信用性に疑いを容れるべき事情はないというべきである。

また、被告は、BがAを叱責することは職務上当然であるとか、Bが暴行したのは1回であって、その後再発する可能性は皆無であったなどと主張し、Aの受けた心理的ストレスは軽症の範疇に入る旨主張するが、上記認定のとおりであって採用できない。

(3) 従前のAは、毎日朝食をきちんと食べて仕事へ行き、帰宅後は余暇を楽しみ、遅くとも夜12時頃には就寝するといった規則正しく健康的な生活を送っていたのに対して、自殺をする約1か月前から、帰宅後にテレビを見たりゲームをしたりすることもなく、こたつで横になってじっとしているようになり、就寝時刻も遅くなり、自殺をする約1週間前からは、朝食のご飯をほんの少ししか食べなくなるなど・・・、不規則な生活へと変化している。

(4) また、Aは、進発式にいて、Bから、今年も頑張ろうといわれたにもかかわらず、自分にはできない旨発言しており・・・、穏やかで真面目な性格のAが・・・、上司に向かってこのような反抗的なあるいは場をわきまえない発言をすること自体、Aの精神の不安定さをうかがわせるし、上記一(1)カのとおり、Aが被告勤務の同僚に対し、無気力な発言をしていたことは、仕事に関して非常に責任感のあるAの本来的人格・性格・・・と乖離しているといえる・・・。

(5) 被告は、・・・Aの『死んだ方がいいんですね。』との発言について、冗談で発言したとも考

1) 甲府地判平成27年1月13日労判 1129号67頁参照。

えられるし、自殺態様は異常とまではいえず、自殺の動機も理解可能である旨主張する。

しかし、Aの発言が相手を笑わせるような状況下でされたことを推認するに足りる証拠はないほか、Q県から各地を転々とし、あえて宮崎県まで自動車を運転して長距離の移動をした上で本件自殺に至っており、Aは不可解な行動をとっていると評価するのが相当である。

被告は、Aが、信号や標識を遵守しながら事故を起こすことなく遠隔地まで到達したことをもって、Aに正常な判断能力があったと主張するが、正常な運転が可能であったことは、本件自殺が自由な意思に基づいてなされたか否かには関わりのないものであり、被告の主張は採用できない。

- (6) 以上からすると、Aは、重度ストレス反応（重度ストレスへの反応）及び適応障害の精神障害を発症しており、Aの本来の性格・人格と、自殺前の性格・人格には乖離が見られ、自殺に至る言動や自殺の態様にも異常性が認められることなどから、上記精神障害がAの自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、Aは自殺に及んだといえ、本件免責条項所定の支払免責事由である『自殺』には該当しないというべきであるから、被告は、本件各共済契約に基づく共済金の支払を免責されない。」

[研究]

本件判旨の本件免責条項の適用を否定した結論に反対する²⁾。

1 はじめに

本判決は、共済契約に関する事案ではあるが、一般の生命保険契約と同様に自殺免責条項における免責期間中の被共済者の自殺が、当該免責条項という自殺に該当するか否かが争点とされた事案である。すなわち、精神障害等の事由によりAの自由な意思決定能力が喪失し又は著しく減弱した結果、本件自殺に及んだものであるか否かが争われた事案である。

本件の特色は、自殺に至った被共済者であるAが締結していた本件各共済契約の当事者であるY組合が同時に、Aの使用者であり、Aの自殺に関して使用者責任を追及された相手方でもあるある点

2) 本判決における先行研究としては、王学士「本件判批」ジュリ1507号(2017年)131頁、黒木松男「本件判批」保険事例研究会レポート306号(2017年)1頁があるが、いずれも本判決の結論に賛成される。

にある。このような特約が、本件判決に影響していたものと考えられる。

本判決は後述する通り、労災保険における行政解釈と生命保険契約における自殺免責条項の適用解釈とが異なる点を明言していることは、これまでの下級審裁判例や学説の多数説に従っており、意義を有するものと評価できる。

その上で、本判決は、精神障害中の自殺が自殺免責事由でいう「自殺」に該当するかという問題が争点とされた多くの裁判例が示す判断基準に準じて、「精神障害がAの自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果、Aは自殺に及んだといえ、本件免責条項所定の支払免責事由である『自殺』には該当しないと」と判示しているが、その内容は、後述するとおり具体的な理由を示しておらず、かなり疑問のある内容と評価できる。

2 自殺免責条項の趣旨

生命保険契約において被保険者の自殺が法定免責事由とされている立法趣旨に関して、平成20年改正前商法680条1項1号に関して、①被保険者が故意に保険事故を招致することは、射倂契約としての生命保険契約の性質上特に要請される当事者間の信義誠実の原則に反すること、②保険金を取得させるために生命保険が不当に利用されることを防止する必要性があること、③生命保険が自殺促進機能を持つとの社会的避難を回避すること、にあると解されていた³⁾。保険法51条1号においても同様に解することになる⁴⁾。

これに対して、本件免責条項も同様であるが、約款では、保険契約の責任開始の日（契約の復活の場合は、復活による責任開始の日）から起算して一定期間内（1年、2年又は3年以内）に被保険者が自殺したときに限って死亡保険金を支払わない旨の規定が置かれている。この自殺免責条項については、①一定期間後の自殺を決意して保険

3) 加美和照「自殺の意義」別冊ジュリスト11号(1966年)189頁、坂本秀文「被保険者の自殺」塩崎勤編『現代裁判法大系 25 生命保険・損害保険』(新日本法規、1998年)141頁、西嶋梅治著『保険法〔第三版〕』361頁以下(悠々社、1999年)、最1小判平成16年3月25日民集58巻3号753頁等。その他、別の立法趣旨を唱える見解としては、榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」黒沼悦郎＝藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念企業法の理論(下巻)』(商事法務、2007年)348頁以下参照。

4) 山下典孝「生命保険契約における保険者免責」金澤理監修『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい、2009年)310頁。

に加入する者は少ないし、仮に契約時に自殺の意思をもっていても一定期間以上それを持ち続けて自殺を執行する者はさらに少ないと考えられること、②自殺原因が保険契約とは関係ないその他の同情すべき事情にある場合が多いこと、③死後に残された遺族の生活保障を重視するのが妥当であること、から有効な規定であると解されている⁵⁾。もっとも自殺免責条項の趣旨は、信義則、生命保険の不当利用のみならず、自招危険という異常かつ高度な主観的危険の性質上、危険の測定、保険料の見地からも免責とされていると考えるのが妥当であるとし、信義則違反や不当利用がないから保険金支払をしてよいと解釈するのは、自殺に限定的な条件を付けていない自殺免責条項の文言から見て行き過ぎであるとする見解も有力に主張されている⁶⁾。主観的な危険を理由とすることに対しては議論があるにせよ、危険の測定、保険料の見地、さらに被保険者の自殺の目的などの主観的な要件は文言上要件とされていないことから、信義則違反や不当利用目的以外の場合であっても免責期間中の自殺について原則として免責が肯定されることとなる⁷⁾。

3 自殺の意義と立証責任

平成20年改正前商法680条1項1号にいう被保険者の自殺とは、被保険者が自分の生命を断つことを意識し、これを目的として死亡の結果を招く行為をいうと解されており⁸⁾、本件免責条項で問題となる自殺の意義についても同様に解されている⁹⁾。

したがって、法定免責事由及び約款の免責事由で問題となる自殺には、意思無能力者や精神病その他の精神障害や心身喪失中の被保険者が自己の生命を断つ場合のように、被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態で自殺した場合は

含まれない¹⁰⁾。

被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態で死亡したものであることについては、下級審裁判例や学説の多数説は、保険金請求者にその立証責任があると解するが¹¹⁾、保険者にあるとする見解も主張されている¹²⁾。

被保険者の自殺という出来事は、その証拠との距離を素直に考えれば、請求者側に近いものであり、立証責任の公平な分配という観点からも請求者側が、被保険者が自由な意思決定をすることが出来ない状態で死亡したものであることについて立証責任を負うと解する多数説が支持されるべきである。

4 精神障害中の自殺とその判断基準

うつ病に起因する自殺は疾病という保険事故たり得る事由の結果ともいえず自殺免責事由の根拠を信義則違反と捉えたとしても、保険金取得目的の自殺や被保険者故殺とは程度に大きな違いがあること、自殺免責期間経過後に自殺は原則、有責とする実務が正当化されていることなどから信義則違反を免責の根拠とすることに何らかの疑問の余

5) 西嶋・前掲注(3)書361頁、前掲最1小判平成16年3月25日等。

6) 竹濱修「判批」商事法務1878号(2010年)69頁

7) 山下典孝「判批」法学セミナー増刊新判例 Watch vol.7(2010年)129頁。

8) 大判大5年2月12日民録22巻234頁、加美・前掲注(3)188頁、西嶋・前掲注(3)書361頁、坂本・前掲注(3)141頁等。

9) 東京地判昭和28年11月27日下級民集4巻11号1770頁、鴻常夫「判批」生命保険判例百選(増補版)(1998年)149頁、小林正「自殺」塩崎勤・山下丈編『新・裁判実務大系19 保険関係訴訟法』(青林書院、2005年)332頁。

10) 前掲・大判大5年2月12日、前掲・東京地判昭和28年11月27日、大阪地判昭和48年2月12日判タ302号278頁、鴻・前掲注(9)149頁、加美・前掲注(3)189頁、西嶋・前掲注(3)書361頁、坂本・前掲注(3)141頁、小林・前掲注(9)333頁、山下友信=永沢徹編著『論点体系保険法2』(第一法規、2014年)147頁、148頁〔山下友信執筆〕等。

11) 東京控判大7年12月16日評論7商法871頁、大阪地判平成11年9月28日生保判例集11巻542頁、大阪高判平成15年2月21日金判1166号2頁、大分地判平成17年9月8日判時1935号158頁、東京地判平成17年12月28日生保判例集17巻1008頁、東京高判平成18年5月23日生保判例集18巻346頁、東京高判平成28年3月9日保険事例研究会レポート302号13頁、西嶋・前掲注(3)書361頁、坂本・前掲注(3)145頁、小林・前掲注(9)334頁、竹濱修「人保険における自殺免責条項」立命館法学225・226号(1993年)1087頁、山下友信=永沢・前掲注(10)書148頁〔山下友信〕、潘阿憲「精神障害中の自殺と保険者免責」生保論集・生命保険文化センター設立40周年記念特別号(Ⅱ)(2016年)95頁、96頁、白井正和「生命保険における被保険者の精神障害中の自殺」『江頭憲治郎先生古稀記念 企業法の進路』(有斐閣、2017年)696頁、松田敬「生命保険における被保険者の精神障害と自殺免責」日本保険医学会誌115巻1号(2017年)11頁、土岐孝宏「精神障害中の自殺有責法理の研究」中京法学51巻4号(2017年)448頁等。

12) 西原慎治「生命保険契約における精神障害状態での自殺の立証責任に関する一考察」生保論集183号(2013年)89頁。

地がありえ、うつ病における被保険者の精神状態について医学的知見を踏まえてきめ細かく考える必要があるとする指摘がある¹³⁾。

自殺者において何らかの精神障害状態にある者が9割以上あると医学的に評価されている¹⁴⁾。また、精神障害者の自殺は、その極期ではなく、回復期に多く見られることから、精神障害にかかっていることから直ちに行為時の精神障害を推定すべきではないという指摘もなされている¹⁵⁾。このような医学的見地を前提とした上で、被保険者の自由な意思決定を阻害するような精神障害があったかを法的に判断する必要があることになる¹⁶⁾。また精神疾患に罹患しておれば、それは疾病死亡と安易に評価してしまうと、先の医学的見地からいえば、自殺免責条項の適用はほとんど機能しなくなる。さらに、自殺免責条項の根拠は信義則違反のみを根拠とみるべきではない点は既に説明したとおりである。加えて、精神障害による自殺は病死という意見・見解が通例となり、あるいは自殺免責条項にある意思決定能力の喪失の解釈が極端に拡大した場合、自殺のリスク予想が極めて難しいため新規契約の引き受けが慎重にならざるを得ず、結果として、精神障害・メンタルヘルス関連疾患での通院中や近接した既往症のある人の生命保険加入のハードルが極めて高くなってしまふという指摘もある¹⁷⁾。これらの見解を踏まえれば、自殺免責条項での自殺の判断枠組を判断する上では医学的知見を前提に、保険法51条1号の立法趣旨及び自殺免責条項の趣旨を踏まえて慎重な判断が必要となる。

自殺免責条項でいう自殺か否かの法的な判断枠組に関して、うつ病罹患者が自殺未遂により高度障害となり高度障害保険金の請求をした事案である新潟地判平成13年3月23日生保判例集13巻338頁は、「一般に自殺の多くが何らかの精神障害に起因するといわれていることに照らすと、精神障害に起因する自殺行為の全てが本件免責約款・特約にいう『故意』に該当しないとするのは、契約当事者の合理的意思に反し、相当でない。自殺企図行為が精神障害に起因することによって本件免責約款・特約にいう『故意』への該当性を否定されるか否かは、①精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動及び精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の動機の可能性等の事情を総合的に考慮し、当該精神障害が行為者の自由な意思決定能力を喪失ないしは著しく減弱させた結果自殺企図行為に及んだものと認められるか否かによって判断すべきである」とする。この判決の控訴審である東京高判平成13年7月30日生保判例集13巻617頁は、「自殺とうつ病との具体的因果関係が肯定されたとしても、故意がなかったとするためには、前示のとおり、更に前提となる意思能力の欠如ないし著しい減弱が立証されなければならない」と判示する。同様な判断基準はその後の下級審裁判例の多くで採用されている¹⁸⁾。

学説等では、下級審裁判例で示された①精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動及び精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の動機の可能性等の事情を総合的に判断する枠組みに好意的な評価を与える見解が多数説である¹⁹⁾。これに対して③に

13) 山下友信「コメント」保険事例研究会レポート299号(2016年)11頁。

14) 飛鳥井望「精神障害による自殺の実態」日精協雑20巻5号(2001年)14頁、玄東和=張賢徳「自殺と精神障害」精神医学51巻11号(2009年)1044頁、瀧澤透=反町吉秀「自殺における精神疾患の実態把握について」八戸学院大学紀要48号(2014年)49頁。なお、佐藤和夫=薙野久法「生命保険実務を視野に入れた自殺免責条項に関する一考察」日本保険医会誌115巻1号(2017年)47頁以下参照。

15) 平尾正治「法体系と保険医学」生命保険経営50巻5号(1982年)911頁。玄=張・前掲注(14)1045頁以下では、気分障害、統合失調症での自殺は疾患の初期や退院直後にリスクが高まる点を説明する。

16) 鹿児島地判平成7年6月23日生保判例集8巻156頁、京都地判平成12年5月11日生保判例集12巻288頁、長谷川仁彦「精神障害(うつ病)による自殺と保険者免責」保険学雑誌616号(2011年)154頁、潘・前掲注(11)115頁等。

17) 佐藤=薙野・前掲注(14)53頁、54頁。

18) 前掲・鹿児島地判平成7年6月23日、前掲・京都地判平成12年5月11日、前掲・大阪高判平成15年2月21日、前掲・大分地判平成17年9月8日、東京地判平成18年4月26日生保判例集18巻293頁、東京高判平成18年11月21日生保判例集18巻760頁、奈良地判平成22年8月27日判タ1341号210頁、東京地判平成24年12月26日2012WLJPCA12268001、仙台地判平成25年4月17日保険事例研究会レポート290号13頁、東京地判平成25年4月24日2013WLJPCA04248004、東京地判平成27年9月28日2015WLJPCA09288002、東京地判平成27年11月16日判タ1425号304頁、前掲・東京高判平成28年3月9日等。

19) 竹濱・前掲注(6)69頁、中込一洋「判批」保険事例研究会レポート174号(2002年)5頁、同「判批」金判1386号(2012年)88頁、芦原一郎「判批」保険事例研究会レポート215号(2007年)12頁、白井・

については根拠に乏しく基準から除外すべきとする見解も主張されているが²⁰⁾、批判も多い²¹⁾。

本判決も、「①精神障害罹患前の本来的性格・人格との乖離、②自殺に至るまでの言動、③自殺の態様及び動機等の事情を総合的に考慮して、当該精神障害が被共済者の自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果自殺に及んだと認められる場合に限り、本件免責条項の『自殺』に当たらないと解すべきである。」と判示する通り、従来の下級審裁判例の判断基準に従ったものと評価できる。

本判決も含めて下級審裁判例において「自由な意思決定能力の喪失ないし著しく減弱させた」という表現が用いられている。著しく減弱させた場合が何を意味するかが問題となる。

下級審裁判例のなかには、被保険者が仕事の上でもプライベートでも思い悩むような事情、自殺に至らしめるような事情をうかがわせるような証拠もないことから、被保険者が統合失調症により意思能力が喪失していたか、又は著しく減弱した結果自殺したものと認めるのが相当であるとして、当時の被保険者の統合失調症の症状はそれほど深刻ではなかったとする保険者の主張を退けたものがある²²⁾。統合失調症治療中の自殺は命令性幻聴によるものとは限らず、清明な意識、希死念慮、死の見通しの備わっている自殺等、健全な病識があることも多いという指摘があり²³⁾、著しく減弱させた場合の解釈を拡大しているのではないかと疑問を持つ例もある²⁴⁾。

死の結果を認識認容できない状態による自殺を

免責対象から除外する趣旨から考えれば、自由な意思決定能力の喪失と同視できる程度に著しく減弱させた場合を意味することになると考える²⁵⁾。

5 労災認定の関係

本件においてAの自殺に関して、Q労基署においてAが重度ストレス反応（重度ストレスへの反応）及び適応障害を発症したと評価でき、業務上疾病と認められ、かつ、その精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害された状態で自殺に至ったと判断されている。

この労災認定と本件免責条項の適用との関係が問題となる。

下級審裁判例では、労災認定における行政解釈は労災保険固有の判断基準であり、生命保険における自殺免責条項の解釈に、労災保険の行政解釈の判断基準を当てはめることに否定的な立場を採る²⁶⁾。学説においても同様な立場を採るのが一般的である²⁷⁾。本判決も「労災における判断と生命共済契約における判断とはその趣旨が異なることに鑑みれば」と判示している点を踏まえれば、同様な立場を採っていると考えられる。

6 本判決の評価

自殺者のうち精神科に受診していた人は1割程度で何らかの身体症状で内科等の受診をしているのが概ね半数で医療機関未受診例も半数以上であるとする指摘がある²⁸⁾。

本件においても、Aは精神科等の受診がなされておらず、そのことをもってAの精神疾患を否定することはできない。本判決も「生前に精神疾患

前掲注(11) 684頁、松田・前掲注(11)頁、勝野義人「判批」法律のひろば2016年5月号69頁。

20) 原弘明「生命保険法における精神障害・疾患に関するわが国裁判例の体系的分析」生保論集190号(2015年)95頁、96頁。

21) 松田敬「判批」保険事例研究会レポート290号(2015年)23頁、白井・前掲注(11)684頁、勝野・前掲注(19)74頁(注31)等。

22) 東京地判平成24年11月20日2012WLJPCA11208001。

23) 佐藤=難野・前掲注(14)49頁。玄=張・前掲注(14)1046頁でも「統合失調症や失調感情障害では、自殺企図や自殺した時点では精神病症状が存在するが、『死ぬ』などの命令調の幻聴が直接自殺企図と結びついたとの証拠は少ない。むしろ、幻覚妄想は自殺のリスクを低減させているとの報告もある」と説明する。

24) その他、著しく減弱させた場合を拡大しているのではないかと批判されている下級審裁判例として、前掲・大分地判平成17年9月8日、前掲・奈良地判平成22年8月27日がある。

25) 前掲・東京地判24年12月26日は、「被保険者が精神病等の影響により自由な意思決定能力を喪失し又はこれと同視できる程度に著しく減弱した状態」と表現する。

26) 前掲・大阪高判平成15年2月21日、高知地判平成16年4月23日生保判例集16巻296頁、前掲・大分地判平成17年9月8日、前掲・東京高判平成18年11月21日、前掲・東京地判平成27年9月28日、東京地判平成27年11月16日判タ1425号304頁、前掲・東京高判平成28年3月9日等。

27) 山下典孝「生命保険契約における自殺免責条項に関する若干の考察」法学新報109巻9・10号(2003年)615頁～617頁、同「判批」金判1171号(2003年)60頁、芦原・前掲注(19)11頁、潘・前掲注(11)119頁、大野澄子「判批」保険事例研究会レポート299号(2016年)8頁、吉村啓佑「判批」保険事例研究会レポート302号(2007年)23頁等。

28) 佐藤=難野・前掲注(14)50頁。

の診断を受けていなかったとしても、当時の状況を分析することによって、生前精神疾患に罹患していたと判断することは可能であるし、被共済者の生前、被共済者本人や周囲の人間が、被共済者の精神疾患の罹患に気づいていなかったことが、精神疾患の罹患を否定する事情とはならない」と判示する。Aの精神疾患の罹患に関しては、事前の労災認定における専門部会において認定されている通り、A死亡後における事後的な判定ではあるが、専門医等による適切な認定がなされている限り、これを否定すべきでない。問題は、Aの精神障害がAの自由な意思決定能力を喪失ないし著しく減弱させた結果自殺に及んだと認められ、本件免責条項の適用を否定すべきものであったかである。

本判決の先行研究において、①Aが山中にゴムホースを掛けて縊死している点から殊更に事前の計画や準備が必要でなく、かつ突発的・発作的な自殺である可能性が否定できないこと、②本件自殺に関してAの遺書が残されておらず、自殺のきっかけとなるような他の動機の存否が不明である、等の理由からAの自由な意思決定による状態での自殺であるとの判断を導くことは困難であるとして、本件免責条項の適用を否定した本判決の結論を支持する見解がある²⁹⁾。しかし、この見解は、Aの自由な意思決定の有無に関しては、保険者に立証責任があるような表現となっており疑問である。既に述べた通り、自由な意思決定に基づかない自殺に関しては保険金請求者側に立証責任があり、この点の立証ができない限りは本件免責条項が適用されると解するのが素直な解釈である。

また自殺企図行為の態様に関しては、第三者に自殺企図行為を止められないような時間帯や場所において首吊りによる縊死は自殺の意味を認識していると評価する見解もある³⁰⁾。この見解によれば、まさにAが自殺に至った時間的経緯や場所や自殺の態様は、自殺の意味を認識していたと評価されることになる。

さらに、本判決は、Aが上司であるBのパワハラ等により、重度ストレス反応（重度ストレスへの反応）及び適応障害と認定しているのみで、その程度が、Aの自由な意思決定を阻害する程度の重度な症状であったことに関して何ら認定していない。

この点、本判決では、「Q県から各地を転々とし、あえて宮崎県まで自動車を運転して長距離の移動をした上で本件自殺に至っており、Aは不可解な行動をとっていると評価するのが相当である。」と判示しており、通常の行動とは異なるAの異常行動に言及していると考えられるかも知れない。しかし、このようなAの自殺に至るまでの行動が、意思能力の欠如ないし、それに匹敵する程度の著しい減弱な状態でなされた自殺と客観的に評価できる事実とまでは評価することは困難である。

本判決は、Aの自殺の1ヶ月前や1週間前の状況を踏まえて①精神障害罹患前の行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動及び精神状態、の認定をしていると考えられるが、自殺直前におけるAの精神状態が実際にAの自由な意思決定を行えないような異常な性格・人格の変化や、Aの異常な精神状態であったことまでを示しているものではない。従来裁判例における認定は被保険者の自殺行為時や直近の精神状況がどうかを踏まえて認定を行っているが³¹⁾、本判決ではこの点の説明が全くない。

次に、④の自殺の動機に関して、Aにとって達成が困難な長期共済契約獲得のノルマを課されるなどのストレスを抱えている点が認定されており³²⁾、さらに上司であるBからのパワハラが原因

31) 東京地判平成12年7月19日生保判例集12巻356頁、前掲・新潟地判平成13年3月23日、前掲・大阪高判平成15年2月21日、前掲・高知地判平成16年4月23日、前掲・大分地判平成17年9月8日、前掲・東京地判平成17年12月28日、前掲・東京地判平成18年4月26日、前掲・東京高判平成18年5月23日、仙台地判平成平成21年11月20日自保ジャーナル1822号160頁、前掲・奈良地判平成22年8月27日、前掲・東京地判平成24年11月20日、前掲・東京地判平成24年12月26日、前掲・東京地判平成25年4月24日、前掲・東京地判平成27年9月28日、前掲・東京地判平成27年11月16日、東京地判平成28年9月30日2016WLJPCA09308021等。

32) 別訴のB及びY組合に対する損害賠償請求訴訟においては、共済契約獲得ノルマ達成が大きな心理的負担となっていたことが、Aが正常な状態でY組合乙支店での勤務を継続することは客観的にも困難な状況にあったこと、Aは担当部署の異動の希望を出していたが受け入れてもらえなかったことも認定されている。また「Aは消防団に参加を強制されることも一つの悩みとしてあったこともうかがわれる」とする認定もなされている。佐藤＝薮野・前掲注(14)50頁では、「自殺の危険性がある人は1つの動機に端を発していても、結果的に複合的な様々な問題を抱え込み、それぞれ相互に関連しながら悪循環に陥っていくことが少なくない」と説明する。

29) 王・前掲注(2)134頁。

30) 勝野・前掲注(19)69頁。

となり精神疾患を患ったと認定されているのであれば、まさにこのような現状を回避するためという動機も十分に考えられる。

本判決は、Bのパワハラ等によりAが重度ストレス反応及び適応障害となり、それが業務中に起因するものであり、Aの自殺と業務起因性があるとする認定との関係では妥当する判断であり得るが、その労災保険上の認定を本件免責条項の適用に関してもそのまま当てはめを行っていると考えざるを得ない。先述の通り、労災保険の行政解釈の判断基準を本件免責条項の適用解釈に持ち込むことに関しては、下級審裁判例及び学説は否定的に解している。本判決においてもその点は明言している。そのことを前提に考えた場合、本件判決の事実認定における当てはめはかなり杜撰なものと評価せざるを得ない。

労災認定で認められる事情のみでは、未だAの自殺が自己決定能力を欠く状態でなされたものであるかを判断する上では不十分なため、さらなる立証がX側に求められることになる。

本件では、Y組合が、本件各共済契約の引受事業者であると同時に、Aの自殺の原因となった上司のパワハラに関して監督責任を負うべき立場にあったという特殊な事情が、Aの自由な意思決定を有しないで行われた自殺であるかを認定する際に、その事実認定においてかなりの影響を与えたものと考えられる。

しかし、このような特殊な事情は本件免責条項の適用の有無において考慮されるべきではなく、別訴のY組合に対する使用者責任が争点とされた損害賠償請求訴訟において考慮されるべきものであったのではない。

あるいは、百歩譲って本件の結論を導くのであれば、本件免責条項の適用ではなく、Y組合が、本件免責条項を主張して免責を主張することが、本件の特殊な事情から、権利濫用に該当する等の別の観点からの検討がなされるべきではなかったかと考える。特にAが共済販売のノルマ達成のために加入をすることとなった定期生命共済契約においては、このような点が問題となる余地があるかも知れない。

〔追記〕

本報告は、科学研究費補助金（基盤研究C）（一般）課題番号 17K03491（立命館大学竹濱修教授代表）における研究成果の一部である。

（竹濱 修教授 追加説明）

(1) 本件は、被告・農業協同組合（以下、農協という）が引き受けていた生命共済契約において2年の自殺免責期間の定めがあったときに、その農協の職員であった被共済者Aが、上司のパワハラ（暴力を含む）等により重度ストレス反応および適応障害を発症し、遠隔地まで自動車を運転した後、山中でゴムホースにより縊死した事案である。上司の不法行為責任とともに、被告・農協が使用者責任を負う旨の別訴判決を受けているという特色がある。

この特色の本件判決への影響の有無は、明らかではないが、本レポートにおいて山下教授が指摘されるような事実認定への影響があるとすれば、その根底には、被告・農協がAの自殺原因となるものを作っている面がありながら、なお自殺免責を主張していることへの違和感があるのかもしれない。この点を法的にどう掬い取るかは、山下教授が提示されるように、一つの課題となろう。

(2) 本判決は、被共済者の自由な意思決定能力の喪失ないし著しく減弱した状態で自殺かどうかの認定については、かなり緩やかにその「喪失」ないし「著しい減弱」を判断しているという印象は免れない。元来、自由な意思決定能力の喪失という場合は、意思無能力の状態を典型として、被保険者（被共済者）が自らの意思によって自身の行動を制御できない状態を想定し、およそ正常な判断・行動ができない場合である。遠方まで自動車を事故なく運転していたり、縊死のように、死亡の方法を理性的に選択している場合などには、精神疾患があったとしても、通常、簡単には自由な意思決定能力の喪失は認められないであろう。Aの死亡前の1か月ほどの状況が、従来A自身の健康的な過ごし方ではなかったとしても、性格・人格が変わったといえるほどの状態に至っているといえるかには相当に疑問がある。また、自殺直前のAの状態については、ほとんど証拠はなく、自殺時点でのどのような精神状態であったのかは、いわば可能性の問題にすぎなくなっている。さらに、本件には、自殺の動機と考えられる暴力的パワハラや仕事上の問題が相当に明確である。自殺動機が理解可能であるという被告の主張に対して、本判決は、直接には答えていない。遠隔地の自殺現場までAが転々としていることが不可解な行動というが、自殺を考えている人間が、その

場所を求めて自動車で転々とすることが不可解な行動とまでいえるのであろうか。本判決の認定には疑問が多いと思う。

(大阪：平成 29 年 7 月 14 日)

報告：青山学院大学 教授 山下 典孝 氏
座長：立命館大学 教授 竹濱 修 氏
弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 千森 秀郎 氏